

入札説明書

高取国際高校バックネット改修工事

令和8年10月

奈良県教育委員会事務局学校支援課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書は様式S0により作成してください。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料については、書留郵便により提出してください。
- (4) 開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

3 入札の手続き

- (1) 入札書及び入札金額の内訳書は、書留郵便により提出してください。別添入札書及び入札金額の内訳書の提出方法を参考に、各封筒には『令和8年10月28日開札 高取国際高校バックネット改修工事 入札書在中』と朱書きしてください。入札書と入札金額の内訳書を封緘した内封筒を送付用の外封筒に入れて、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。作成及び提出に係る費用については入札参加者負担とします。
- (2) 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書（様式1）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
再度（2回目の）入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。
- (5) 上記（4）により再度入札を行う場合がありますので、入札書は2枚用意してください。1回目の入札用の入札書と2回目の入札用の入札書が区別できるよう、明示してください。なお、再度（2回目の）入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式2）を提出してください。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。「くじ」を辞退することはできません。

落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

6 工事費内訳書に関する事項

- (1) この工事の入札において使用する「工事費内訳書」様式を作成していますので、工事費内訳書は必ずこの様式を使用してください。
- (2) 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」、「工事番号」及び「工事場所」を記載することが必要です。また、入札金額の内訳として、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」（以下「労務費等」といいます。）を記載してください。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (3) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～キの場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合
 - オ 労務費等の5項目のうち1項目でも未記入の場合
 - カ 「法定福利費の事業主負担額」について、金額（0円を含む。）以外を記載した場合
 - キ その他記載内容に不備がある場合

7 契約の不締結

契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

8 技術者の配置

落札者は、配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りします。

9 現場代理人の配置

落札者は、現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

10 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

11 契約書作成の可否等

要します。落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。なお、契約に係る一切の費用については落札者負担とします。

また、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を12に記載の提出先に電子メールにて提出してください。

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、下記ダウンロードページに掲載している様式により、入札公告第4の6に記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

（様式ダウンロードページ）

<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/27102.html>

12 競争入札参加資格確認申請書の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8502

奈良市登大路町30番地（奈良県庁東棟2階）

奈良県教育委員会事務局学校支援課 長寿命化整備係

TEL：0742-27-8979（直通）

メールアドレス gakkos@office.pref.nara.lg.jp

別表1 配置予定技術者の資格要件

業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
とび・土工 工事	①とび・土工工事業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）又は建築学に関する学科を修めた者 ②とび・土工工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称する者 ③とび・土工工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めた者 ④とび・土工工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学又は建築学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学又は建築学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤とび・土工工事業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑧職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとす

	るものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検 定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合 格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しく は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工 事に関し3年以上実務の経験を有する者 ⑨平成16年4月1日の時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の 規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条 第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型 枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合 格していた者又は検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合 格していた者であってその後とび工事に関し1年以上の実務の経験を有 するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工と するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年 以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施 工とするものに合格していた者であってその後土工事に関し1年以上 実務の経験を有するもの ⑩基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設 業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の 6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録基礎ぐい 工事試験」という。）に合格した者 ⑪土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務 の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年 を超える実務の経験を有する者 ⑫とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務 の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年 を超える実務の経験を有するもの ⑬これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が 認めるもの
--	---

※「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、対応する工事業種に関して
延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合
は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。

※技術検定種目が土木、造園又は建築の施工監理技術検定1級第1次検定合格者を大学卒業者と
同等とみなし、また、同種目の施工監理技術検定2級第1次検定合格者を高等専門学校卒
業者と同等とみなします。